

お知らせ

受動喫煙防止対策に関するパンフレット・標識(シール型)等の配布について(飲食店向け)

東京都受動喫煙防止条例の一部

施行により、飲食店においては本年9月1日より施設の出入口に喫煙場所の有無に関する標識の表示が必要となります。

問合せ 台東保健所生活衛生課 ☎(3847)9401

経済センサス基礎調査にご協力ください

全国すべての事業所を対象に実施しています。

令和2年3月までの間に、調査員が事業所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所などには、調査票を配布することにより調査を行います。

問合せ 総務課調査統計係 ☎(5246)1462

台東区善行青少年表彰

口頭からその行動が他の模範となるよう認められる青少年および団体を表彰しています。

皆さんの身近に、積極的に地域の環境美化や、青少年指導・社会福祉活動を行っている、または防犯・防人(人)に協力したなど、他の模範となる青少年がいましたら下記推薦者へご連絡ください。

推薦対象 区内在住(在勤)の25歳未満の青少年および主に

25歳未満の方で構成されている団体

推薦者 区議会議員、町会長・町会女性部長、民生委員、保護司、青少年委員、スポーツ推進委員、社会教育委員など

推奨締切日 9月13日(金) ※本事業は、平成30年度まで「台東区青少年をほめる運動」として行っていた事業です。

問合せ 子育て・若者支援課 ☎(5246)1341

「還付金詐欺」にご注意ください

区役所などの職員が、「医療費や保険料の還付金」「給付金」などの手続きのために、次のような電話をすることはありません。

●ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作を求め

●取引銀行や口座番号などの個人情報

●手数料などの振り込みを求める

また、法務省等を騙った架空請求はかきか届いても連絡先に電話しないであらう。

不審な電話がかかってくる際は、迷わず10番または、最寄りの警察署や左記へご連絡ください。

問合せ 生活安全推進課 ☎(5246)1044

「障害者のてびき」に広告を掲載しませんか

母子の概要 障害福祉サービスの情報を掲載、A4版160ページ程度

期間 令和2年度～4年度

発行部数 5千部

配布先 障害者団体、障害のある方

掲載料 1～8万円 ※規格・掲載場所等について、詳しくは申込用紙か区ホームページをご覧ください。

せ先で配布、区ホームページからダウンロード(記入し、原稿案を添えて郵送か直接左記問合せ先へ)

※広告掲載決定順位は、申込みの受付順

申込締切日 8月30日(金)(必着)

問合せ 障害福祉課(区役所2階10番) ☎(5246)1207

寿区民館休館について

空調設備改修工事のため、左記の期間休館します。(理解・ご協力をお願いします)

※工事期間中も南部区民事務所は通常通り開庁します。

期間(予定) 11月～令和2年3月末

※工事期間中は区民館(集雲室、調理室、多目的ホール、トレーニング室)が利用できません。

※集雲室等の利用抽選申込の再開(予定)は、令和2年1月6日(月)(4月利用分)です。

問合せ 寿区民館 ☎(3842)8654

区民課区民施設係 ☎(5246)1123

「協働事業提案制度」公開プレゼンテーション

地域活動団体等から協働事業の提案を募集し、提案団体によるプレゼンテーションを開催します。

見学希望の方は左記問合せ先へお申込み(区ホームページからも申込み)ください。

日時 8月9日(金)午後1時30分

場所 台東区社会福祉協議会

定員 20人(先着順)

問合せ 区民課協働・多文化共生係 ☎(5246)1126

災害に備え、防災用品のあつせんを行います

具、消火器、非常食、非常持出袋などの避難用品、水害対策用品、簡易トイレ等

費用 定価の2割引(送料含む)

申込方法 はがきかファックスで直接あつせん先(東京都葛飾福祉工場)へ申込み

配送・支払方法 自宅へ配送・代金は品物の受取時に支払い

※詳しくは、区役所10階1番危機

災害対策課 区民事務所・同分室、地区センターで配布するパンフレットか区ホームページをご覧ください。

問合せ 危機・災害対策課 ☎(5246)1094

割引券付パンフレット「演芸・舞台を観に行こう!」(7月～12月の催し)を作成しました

区内の演芸場で行われる演劇、落語、漫才、講談、浪曲、レギュラー等の催しを掲載しています。



配布場所 区役所1階アトキヤラリー、区民事務所・同分室、地区センター、生涯学習センター、図書館ほか

問合せ 文化振興課 ☎(5246)1328

福祉(高齢・障害等)

心身障害者医療費助成制度(障)の受給者証をお持ちの方へ

住民税課税者の負担上限額が変わります

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、8月1日(木)から

住民税課税者の方の負担上限額が

幼児教育・保育の無償化が始まります

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、10月から幼児期の教育および保育施設の利用料が無償化されます。

Table with 3 columns: 施設等, 年齢(クラス), 利用料. Rows include 幼稚園認可保育所, 幼稚園の預かり保育, 認可外保育施設等, 就学前障害児の発達支援等.

※1保育の必要性の認定方法および※2対象となる施設一覧は、区ホームページ等でお知らせする予定です。

Table with 2 columns: 問合せ, 電話番号. Rows include 私立幼稚園等, 区立幼稚園等, 認定こども園等, 就学前障害児の発達支援等.

変わります。

・(食)の受給者証をお持ちの方

問合せ 身体障害・知的障害は障害福祉課給付担当(区役所2階10番)

☎(5246)1201

精神障害は台東保健所保健予防課精神保健担当

☎(3847)9405

制度については東京都福祉保健局医療助成課

☎(5320)4571

FAX(5308)1437

子育て・教育

子育て・教育

「特別児童扶養手当」

次の①～③いずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父

母または養育者(施設入所者、障害による公的年金受給者は除く)に支給します。

①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害の一部4級を含む)

②愛の手帳1～3級程度 ③長期間安静を要する病状または

特別児童扶養手当所得制限額(平成30年分所得)

Table with 4 columns: 扶養人数, 申請者本人の所得, 配偶者所得扶養義務者所得, 加算額. Rows include 0人, 1人, 2人, 3人以上につき1人につき.

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算済

△支給額(月額) 1級5万2千200円、2級3万4千770円

△問合せ 子育て・若者支援課給付担当(区役所6階1番) ☎(5246)1232